

## 仕 様 書

### 1 委託業務名

円山公園第一駐車場屋上階排雪業務

### 2 履行場所（別図のとおり）

札幌市中央区宮ヶ丘3番地1 円山公園第一駐車場の屋上階

### 3 業務内容

ア 2の履行場所に堆積している雪を排雪すること。

イ 排雪量 120m<sup>3</sup>

### 4 履行期間

契約締結の日から平成31年2月22日まで。

### 5 作業時の注意事項

- (1) 作業は円山公園駐車場の閉場後（16：30）から開場前（9：00）の時間帯、または閉園日（第2、第4水曜日）に実施すること。
- (2) 作業の実施にあたっては、十分注意を払い安全確保に努めること。
- (3) 場内に設置された車止め及び消火器等に十分注意を払うこと。
- (4) 周辺の環境を考慮し、騒音等の苦情の原因とならないように作業を行うこと。
- (5) 万一、作業中に破損や人身事故等が発生したときは、責任を持って適切かつ迅速に対処し、その状況を委託者に報告し指示を仰ぐこと。

### 6 その他

受託者は、委託者と協議の上、適切な施行計画を立て業務を遂行しなければならない。また、下記の事項の内容を記載した施行計画書を契約後に委託者に速やかに提出すること。

- (1) 業務着手届（労働基準監督署の労働保険・保険関係成立済の証明印が押されているもの。又は確認できる書類が添付されているもの。）
- (2) 現場代理人及び主任技術者指定通知書及びその経歴書と健康保険被保険者証の写し
- (3) 業務工程表
- (4) 従事者名簿
- (5) 現場組織表（施工体系図を含む。）
- (6) 使用車両

- (7) 施行管理計画書
- (8) 安全衛生管理の対応及び体制表
- (9) 環境対策
- (10) 緊急連絡体制表

## 7 現場代理人

現場代理人及びその代理を務める者を定め、**排雪業務中**はどちらか一方が必ず常駐すること。また、携帯電話等の所持を必須とし、緊急時に備え、夜間・休日を問わず、常に現場代理人等（代務者）に連絡が取れるよう緊急連絡体制を組み、委託者に届け出ること。

## 8 諸法規の遵守

受託者は、業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、公害対策基本法、農薬取締法、道路交通法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

## 9 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム及び環境関係法令に準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 作業には、低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用し、環境に負荷の少ない運転をし、急発進、急加速、アイドリングをしないこと。
- (2) 駐停車する場合には、エンジンを止め、鍵をつけたままにしないこと。
- (3) 作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合には、原則乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。また、園内に入構する車両については、車種、車両番号等を予め委託者に届け出を行い、車両の見やすい位置に許可証を提示すること。
- (4) その他
  - ① 電気・水道等の使用にあたっては、節約に努めること。
  - ② 成果品に紙を使用する場合は、環境に配慮した用紙を使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。
  - ③ 本業務の履行において使用する商品・材料等については、極力環境に配慮したものをを使用すること。

## 10 業務完了届の提出

受託者は作業終了後は完了届を委託者に提出すること。完了届には作業開始前、作業中、

作業終了後の写真を添付すること。

#### 11 その他

- (1) 業務の実施にあたり、動物の状態、園内工事、天候等により、施行範囲や施行方法等を変更する場合は、委託者と受託者の間で協議するものとする。
- (2) 排雪に必要な車両等の機械類は全て受託者が準備すること。この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上実施すること。
- (3) 業務について疑義が生じたときは委託者と協議すること。
- (4) 本仕様書に定めのあるもの以外は、委託者と協議の上実施すること。